

## 粒子線治療料の金額改定について

昨今の水道光熱費等物価の上昇に伴い、兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程に定める粒子線治療料について下記のとおり改定されましたのでお知らせします。

記

○改正時期 令和7年4月1日

令和7年3月中に初診等を受け治療が決定した患者さんについては、実際の治療開始が4月1日以降になっても改定前の治療料となります。

○粒子線治療料の額

現 行 料 金			改 定 後 料 金	
粒子線治療料	2,883,000円	➔	粒子線治療料	3,172,000円
	(消費税が課される場合においては、3,171,300円)			(消費税が課される場合においては、3,489,200円)
粒子線治療料 (当該治療部位から転移したがん及び肝臓内のがん で当該治療部位と異なる部位に発生したがん)	1,442,000円	➔	粒子線治療料 (当該治療部位から転移したがん及び肝臓内のがん で当該治療部位と異なる部位に発生したがん)	1,586,000円
	(消費税が課される場合においては、1,586,200円)			(消費税が課される場合においては、1,744,600円)